

(仮称)越谷市自治基本条例 【素案】

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)

第 2 章 自治の基本理念と基本原則 (第 4 条 - 第 7 条)

第 3 章 豊かな地域環境の創造 (第 8 条・第 9 条)

第 4 章 市民・コミュニティ (第 10 条 - 第 12 条)

第 5 章 議会・行政 (第 13 条 - 第 22 条)

第 6 章 参加と協働 (第 23 条 第 28 条)

第 7 章 住民投票 (第 29 条・第 30 条)

第 8 章 条例の実効性の確保 (第 31 条・第 32 条)

附則

最後に検討(「市民自治」、「住民自治」、「団体自治」という用語は、なるべく使用しない)

私たちのまち越谷は、豊かな水と緑の自然に恵まれ、今でも首都近郊都市としては貴重な農地が随所に残っているまちです。

また、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化と伝統のあるまちです。

一方、都市化が進む中でも、市民が人間として尊重され、新旧住民のふれあい・融合や大人と子どもとの交流など心が通い合うまちでもあります。

このように、私たちのまち越谷は、土の香りと人の温もりを感じる素朴な風土・人情をもったまちです。

これらの大切な自然環境・生活環境を守るとともに、今日までこの地に根づいてきた生活文化や伝統を引き継ぎながら、今後とも、これを守り続けていく姿勢が大切です。

同時に、21世紀にふさわしい持続・発展可能性をもった近代的都市と

して将来に向け限りない発展を続けていくことが求められています。

自然の良さと都会の良さとが調和するとともに、人間味あふれる古き良き伝統・風土と新しい息吹・市民感覚とが融合した潤いのある新しいタイプの田園都市として成長していくことが期待されています。

私たち市民、そして市民の信託を受けて市政を行う行政や議会は、参加と協働の理念のもとに、「一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるまち」、「安全かつ安心で生き生きと暮らせるまち」、「潤いと楽しさのある心豊かなまち」、そして「水と緑と太陽に恵まれ、自立と共生の活力ある人間(ヒューマン)都市・越谷」の実現を目指して、共に支えあい、一体となって行動していく責務を負っています。

そして、越谷市における「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」をとおしての自治のまちづくりに最大限の努力を払うとともに、この基本的な姿勢を後世にしっかりと引き継いでいく責任があります。

このような認識のもとに、市民及び市の自治力の向上を図ることをとおして、“越谷らしさ”のある自治のまちづくりの更なる推進を図り、地方自治の基本理念を踏まえた越谷市における真の「市民自治」と「団体自治」を確立するため、ここに市政の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標及び市政運営の基本的ルール及び仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、もって住みよい自治のまち・越谷の実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

「総合振興計画」から「基本構想」への変更を検討

第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運

営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用ならびに総合振興計画等の諸計画の策定及び施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

- 2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合を図るとともに、新たに条例等を制定又は改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義) 第2号の「自治」を削除

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

まちづくり 市民生活の様々な分野における市民及び市が関わるすべての公共活動及び取り組みをいいます。

市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいいます。

市 市民の信託を受けてまちづくりを行う組織及び機関としての地方公共団体をいい、市議会及び執行機関を指します。

行政 市長その他の執行機関をいいます。

第2章 自治の基本理念と自治の基本原則

(自治の基本理念) 再度検討

第4条 市民及び市は、民主主義の原理を前提とした真の市民自治及び団体自治を確立することを基本理念とし、それを具現化するために、市民及び市の自治力の向上に努めます。

- 2 市民及び市は、市民が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、参加と協働、自立と自律による自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市の意思形成、実施及び評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民及び市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

(情報共有の原則) 表現方法を検討

第7条 市は、市政に関する情報を市民と共有し、市民は市政に関する情報を市と共有する権利を有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民及び市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民及び市は、自然環境の保護、保全及び創出に努めるとともに、その共生をはかり、全ての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

2 市民及び市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

3 市民及び市は、越谷の歴史、伝統を大切にし、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民及び市は、産業の発展と地域環境との調和をはかり、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。
- 3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- 4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

(市民の責務) 第1項を削除、旧の第2項と第3項の順序を入替

第11条 市民は、お互いの人権、意見及び行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

- 2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

(地域コミュニティと市民活動団体)

第12条 地域コミュニティは、地域を基盤として、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

- 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動性を発揮して市民の生活を支援し、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

- 3 地域コミュニティと市民活動団体は、連携をはかり、協力してまちづくりをすすめます。

第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視及び評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法及び政策立案機能の向上に努めます。
- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議及び政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、本条例を遵守し、本市における自治を推進します。

3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、本条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益通報) 第3部会から提案(新規追加)

第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民の利益など公益に反するおそれのある事実がある場合は、その事実を通報することができます。

2 前項に関することは、別に定めます。

(行政運営の原則) 代案がなければ、削除を検討

第18条 行政は、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる事項を原則として、行政運営の推進を図ります。

行政は、公正で公平かつ効率性・透明性の視点に立って、行政運営

を推進します。

行政は、多様な市民ニーズを把握し、行政サービスの向上につなげるよう努めます。

行政は、市民の意思が市政に反映できるよう、市民の参加及び協働の推進による市政運営に努めます。

行政は、市政情報を市民に提供するに当たっては、情報を市民に分かりやすくかつ広くいきわたるよう努めます。

行政は、市の課題や市民ニーズに対応するため、自らの責任において法令を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

(総合振興計画) 代案がなければ、削除を検討

第19条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市民の参加を得ながら総合振興計画を策定します。

(財政運営) 削除？

「総合振興計画」から「基本構想」への変更を検討

第20条 行政は、国や県に税源及び財源移譲を拡大する要望を行うとともに、市有財産の活用等を図ることにより、自立性の高い財政基盤の強化に努めます。

2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、総合振興計画及び行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 行政は、予算編成、予算執行及び決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(組織) 削除？

第21条 市の組織は、政策課題に的確に対応できるよう、機能的であるとともに、常に組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市の組織は、市民にとって分かりやすい組織であるとともに、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを

図ります。

(危機管理) 条例を簡潔にする方向で検討

第22条 行政は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 行政は、災害等の発生時には、市民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、市民生活の支援に努めなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

4 行政は、安全で安心な住みよいまちづくりのため、市民及び関係機関等と連携及び協力して、防犯や防災など地域安全対策の取組みに努めます。

第6章 参加と協働 第5章との関係について再度検討？

各条文の構成を再検討

(行政評価) 「総合振興計画」から「基本構想」への変更を検討

第23条 行政は、総合振興計画をはじめとする重要な計画、予算、決算及び事務内容等について、行政内部及び外部による評価を実施します。

2 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

第24条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

2 行政は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 行政は、前項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(市と市民との協働)

第25条 行政は、市民活動やコミュニティ活動を活発にし、その主体的な活動を支援するための仕組みや市民との協働を推進するための方針の整備に努めます。

2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重します。

(市民の活動支援)

第26条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重した上で、活動促進のための支援に努めます。

(市民活動団体の公共サービスへの参入機会の提供) 再度検討

第27条 行政は、公共事業及びその他公共サービスの事業実施に当たっては、市民活動団体の参入機会の拡大に努めます。

(意見公募手続) 「総合振興計画」から「基本構想」への変更を検討

第28条 行政は、総合振興計画をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表したうえで、市民から計画案に係る意見を募る手続きを行います。

2 行政は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

第7章 住民投票 投票及び発議に関する年齢要件の法的位置づけについて再度確認

(住民投票の実施)

第29条 市長は、重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢18歳以上

の者とします。

3 市民、市議会、市長は住民投票の結果について尊重しなければなりません。

4 住民投票の実施に必要な事項は、その都度別に条例を定めます。

(住民投票の請求と発議)

第30条 市内住民で、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署により、市長に住民投票の実施を請求することができます。

2 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成により、住民投票条例を発議することができます。

3 市長は、住民投票条例案を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

第8章 条例の実効性の確保

(推進会議の設置) 推進会議の具体的なイメージについて検討

第31条 本条例の推進、評価及び監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議(以下「推進会議」という。)を、市長の附属機関として設置します。

2 推進会議は、市長の諮問に基づき、本条例の推進、評価及び監視に関する調査及び審議等を行い、市長に意見を述べることができます。

3 推進会議は、市長による諮問とは別に、自ら市長に意見を述べることもできます。

4 推進会議の詳細は別に定めます。

(条例の改正手続き)

第32条 市長及び市議会は、推進会議の意見を踏まえて、本条例の改正を発議することができます。

2 本条例の改正に関する手続きは別に定めます。

